

## 一般名処方に伴う院内掲示

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

なお、2024年6月診療報酬改定により、医療上必要性があると認められた場合または後発品の在庫状況等を踏まえ後発品の提供が困難な場合以外で、患者様が長期収載品（後発品上市後5年を経過したもの、または後発品への置換率が50%に達しているもの）を希望された場合は、特別な料金が生じる場合があります。

一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

2025年4月1日  
ベテル三番町クリニック 院長